

よくあるご質問	回 答
修理した費用の全てが補助の対象となるのか？	対象となる工事が決まっています。災害で破壊された箇所が該当となり、以下に基本的な部分を示しますが、別紙「住宅の応急修理にかかる工事例」もご参照ください。 例) 屋根、外壁、窓等の外部に面する部分、配管や配線、トイレ等の衛生設備で日常生活に必要な不可欠な部分等の修理
補助額はどれ位でるのか？	対象となる部分の工事にかかった費用によって補助額が変わりますが、対象工事費の20%（50万円まで）が補助されます。 ただし、対象工事費が30万円未満の場合、補助金の支給はありません。 対象工事費×20%＝補助額 例1) 3,000,000円×20%＝600,000円 → 500,000円（最大） 例2) 2,500,000円×20%＝500,000円（最大） 例3) 1,000,000円×20%＝200,000円 例4) 300,000円未満は、補助金の支給なし
罹災証明は必要なのか？	取得されていない方は、安全対策課で申請してください。なお、罹災証明はコピーで結構ですので、ご用意ください。
何が 필요한のか？	申込時は、申請書や資力に関する申出書、罹災証明、被害状況のわかる写真が必要です。事務の進捗状況に応じて、見積書や施工前・施工中・施工後の写真、支払い済みの場合は、領収書や契約書の写しが必要です。申請書などの書類は、市ホームページや都市整備課窓口で入手してください。
借家は補助の対象となるのか？	本来は大家の方が修理を担うものになりますが、貸主の許可を得て工事を行う場合は対象となります。
私の貸している家が被害を受けた。対象となるのか？	貸主の方が修理をする場合は、対象になりません。
離れが壊れてしまった。対象となるのか？	離れに日常不可欠な台所、風呂、便所、寝室などがある場合、その部分の修理に関しては補助の対象となります。
申込書を提出するだけで、補助金は支給されるのか？	基本的には、補助金申請手続きの流れに沿って補助金を支払います。完成時には、実績報告書のほか、工事施工前・施工中・施工後の写真、契約書や領収書の写しが必要となります。
畳や壁紙などは、対象となるか？	日常生活に必要な部分の修理が目的のため、汚れてしまった畳や壁紙のみの取替は対象となりません。ただし、床や壁の下地が壊れてしまい、その修理に伴って入替える畳や壁紙は対象となります。
業者はどこでもよいのか？	施工業者の指定や制限はありません。個人事業主の大工や市外、県外の業者も対象です。
業者を紹介してほしい。	市内業者であれば、ご紹介いたしますので、市商工会（0475-72-0239）にお問い合わせ下さい。
自分で直してしまったが、対象となるのか？	自分自身で修理したものは、対象となりません。
いつまでに申し込めばよいのか？	現時点では、期限は設けておりません。今後、期限を設ける場合はホームページ等で周知させていただきます。
工事は着工しているが、補助の対象になるか？	制度の条件を満足していればご利用いただけます。
申請をしたら、いつ頃補助の対象になったことが分かるのか？	申請から2～3週間ほどお時間をいただくこととなります。
補助金はいつ頃支払われるのか？	工事終了後に出していただく請求書の受理から2～3週間ほどお時間をいただくこととなります。
いつまでに工事を終わらせる必要があるのか？	工事終了の期限は設けていませんが、工事を行わないでいると被害が拡大し、その分工事費がかさむ場合もあるため、早めの修理をおすすめします。
補助金の支給を待って工事を行いたい	基本的には、補助金申請手続きの流れに沿って補助金を支払います。工事を行わないでいると被害が拡大し、その分工事費がかさむ場合もあるため、早めの修理をおすすめします。
どのような写真が必要か？	対象内外の確認を行いますので、補修を行う箇所毎の写真を提出してください。また、完成時には、施工前・中・後の各写真が必要となります。